

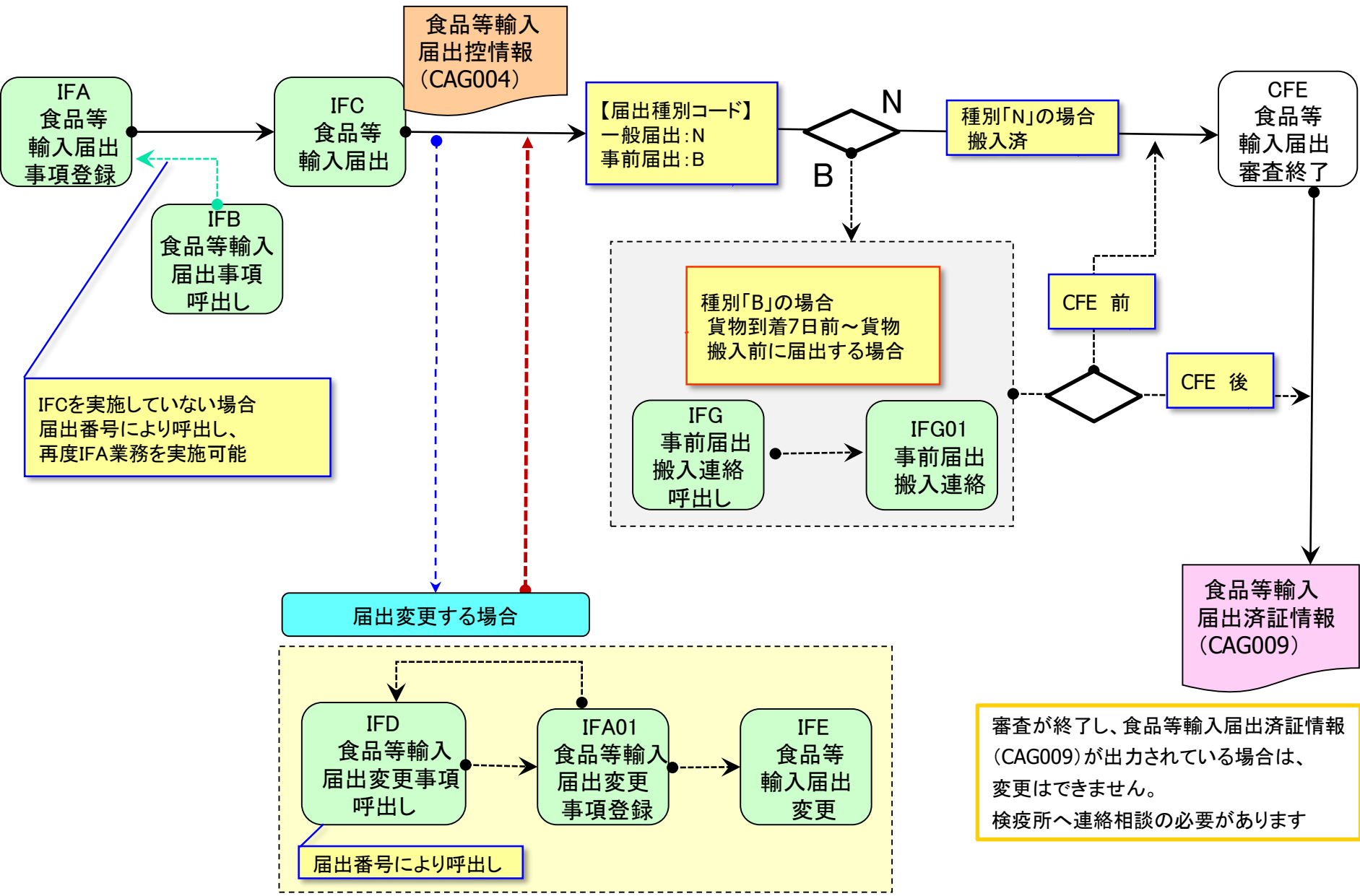
# 食品等輸入届出業務 (FAINS)



2019年8月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

# 業務コードフロー(基本の流れ)



≪IFA業務(共通部) その1≫

IFA 食品等輸入届出事項登録

共通部 **繰返部**

種別\*  届出番号  共通番号  -  控出力要求

【届出種別コード】  
一般届出:N  
事前届出:B

共通管理番号  
14ページを参照

事項登録の入力控を  
出力したい場合に  
「Y」を入力。

輸入者  - NACCS SHOUJI CO.,LTD.

住所 TOKYO TO CHUO KU GINZA  
1-1-1  
TWIN TOWER BUILDING 10F

電話番号 0312345670 衛生管理者

法人番号13桁  
JASTPROコード8桁  
税関発給コード8桁  
税関発給コード17桁(個人に限る)

輸入者コードが無い場合、名称及び住所  
を入力。  
(入力例では、コードが無い輸入者を想定。)

(社)日本輸入食品安全推進協会に「輸入食品衛生  
管理者」※としての登録がある場合は入力。



※「輸入食品衛生管理者」については、(社)日本輸入食品安全推進協会ホームページ(<http://www.asif.or.jp/supervisor1.html>)  
をご参照ください。

## 《IFA業務(共通部) その2》

生産国

製造者  -

住所

製造所  -

住所

輸出者  -

住所

包装者  -

住所

### ＜製造者(加工者)・製造所＞

貨物が加工食品、添加物、器具・包装、おもちゃの場合に入力が必要です。

コードが無い時は以下を入力

- ・Aコード:「〇〇ZZ9999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。
- ・Bコード:「〇〇999999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。

**※貨物が未加工食肉の場合は、「製造所」にBコードの入力が必要です。**

\* 製造所コードに入力がある場合は、「生産国」の「国名コード」を自動的に充当します。生産国と製造所には一致チェックがあり、不一致の場合はエラーとなります。

### ＜輸出者＞

貨物が未加工食品の場合に入力が必要です。

**検疫所発給の輸出者コード**を入力。

コードが無い時は「〇〇ZZ9999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。

**税関発給の輸出者(仕出人)コードは入力出来ません。**

### ＜包装者＞

貨物が未加工食品、かつ包装者が存在する場合に入力が必要です。

コードが無い時は「〇〇ZZW999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。

品目の分類	製造者(加工者)	製造者	製造所	輸出者	包装者	
食品	畜産物(食肉)	未加工品		Bコード	○	○
		加工品	Bコード	Bコード		
	畜産物(食肉以外)	未加工品			○	○
		加工品	Aコード	Aコード		
	水産物	未加工品			○	○
		加工品	Aコード	Aコード		
	農産物	未加工品			○	○
		加工品	Aコード	Aコード		
	その他		Aコード	Aコード		
	飲料		Aコード	Aコード		
	添加物		Aコード	Aコード		
	器具		Aコード	Aコード		
容器・包装		Aコード	Aコード			
おもちゃ		Aコード	Aコード			

IFA業務で使用するコードはNACCS掲示板から参照できます。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html>

入力の詳細については、最寄りの「検疫所食品監視課」にお問い合わせください。



## 《IFA業務(共通部) その3》

積込港、積卸港:  
「国連LOCODE」  
保管場所:  
「保税地域コード」

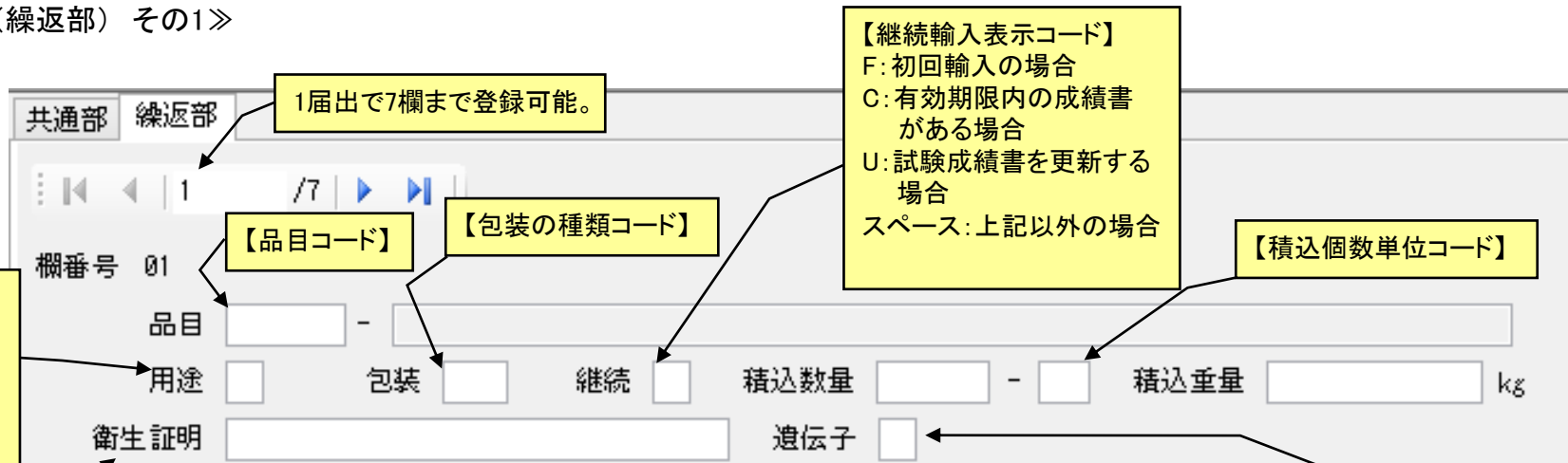
事前届出「B」を入力した場合は届出日の  
7日先まで入力が可能。

【事故の有無コード】  
※事前届出の時は  
blank

積込港*	<input type="text"/>	積込日*	<input type="text"/>
積卸港*	<input type="text"/>	到着日*	<input type="text"/>
保管場所*	<input type="text"/>	搬入日*	<input type="text"/>
B/L番号	<input type="text"/>	積載船(機)*	<input type="text"/>
貨物の記号	<input type="text"/>	事故の有無	<input type="checkbox"/>
	<input type="text"/>		
	<input type="text"/>		
	<input type="text"/>		
入力者	<input type="text"/>		
入力担当者	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>

B/L番号と貨物の記号のどちらか、あるいは両方を入力する。  
なお、共通管理番号とリンクさせる場合には、B/L番号の入力が必須です。  
(35桁まで)

## 《IFA業務(繰返部) その1》



1届出で7欄まで登録可能。

【用途コード】  
1:小売用  
2:製造・加工原料用  
3:展示会用  
9:その他

欄番号 01

品目 -

用途  包装  継続  積込数量  -  積込重量  kg

衛生証明  遺伝子

【品目コード】

【包装の種類コード】

【継続輸入表示コード】  
F:初回輸入の場合  
C:有効期限内の成績書がある場合  
U:試験成績書を更新する場合  
スペース:上記以外の場合

【積込個数単位コード】

衛生証明書が必要な食肉、食肉製品の場合、その衛生証明書番号を入力。

【遺伝子組み換えの種類】  
G:遺伝子組み換え  
N:遺伝子組み換えでない  
M:不分別の場合

### ○【継続輸入表示コード】

試験成績書(輸入者が自主的に行った食品検査の成績(結果)書)  
試験成績書に関する登録検査機関に関しては下記アドレスをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html)

### ○【衛生証明】

衛生証明書(輸出国の公的な機関が発給する事前検査の成績書)

- ・獣畜、家禽の肉、臓器及びこれらの食肉製品(ハム、ソーセージ等):「**輸出国政府機関**」の衛生証明書が必要。
- ・フグ:「**輸出国公的機関**」の衛生証明書が必要。

### ○【遺伝子】

遺伝子組み換えの不分別(遺伝子組み換え作物とそうでない作物とが混同して分からなくなっている状態のこと。)

入力の詳細については、最寄りの「検疫所食品監視課」にお問い合わせください。



## 《IFA業務(繰返部) その2》

登録番号(事前)  (品目)  (安全)

原材料		添加物	
1	<input type="text"/>	1	<input type="text"/>
2	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	3	<input type="text"/>
4	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	5	<input type="text"/>
...		...	
29	<input type="text"/>	29	<input type="text"/>
30	<input type="text"/>	30	<input type="text"/>

製造方法  -  【製造加工方法コード】

届出実績番号  -

商品名・ブランド名

備考

郵送、FAXまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する

(事前): 輸入食品等事前確認制度  
\* 品目、製造者、製造所コードとの一致チェック有り

(品目): 品目登録制度  
\* 品目、製造者、製造所、輸入者コードとの一致チェック有り

(安全): 輸入食品等安全情報登録制度  
\* 品目、製造者、製造所、輸入者コードとの一致チェック有り

「原材料」欄、「添加物」欄は現在最大30項目まで入力可能。

### 【事前】

#### ○輸入食品等事前確認制度

輸出国政府を通じ、厚生労働省へ製造者からの申請があった食品等について、事前に法に基づく規格基準等に適合していると判断された場合は、厚生労働省へ登録されます。登録された食品等は、登録有効期間中であれば、指導検査が省略(検査命令及びモニタリング検査を行う食品等を除く)されるとともに、審査後直ちに届出済証が交付されます。

### 【品目】

#### ○品目登録制度

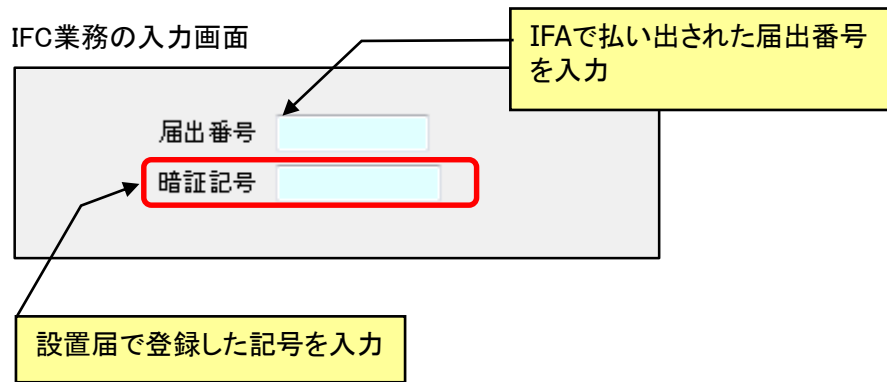
輸入届出事項の一部及び関係情報について、あらかじめ登録をすることで、届出書の記載の一部を簡略化できます。事前に検疫所窓口で登録手続きを行い、付与された登録番号を届出書へ記載します。なお、登録には有効期間があります。

### 【安全】

#### ○輸入食品等安全情報登録制度

輸入食品衛生管理者が試験成績書等の安全にかかわる情報を公益社団法人日本輸入食品安全推進協会に申請し協会の責任において検疫所にその情報を提供する制度です。

「食品等輸入届出事項登録」業務終了後、検疫所に対して食品等輸入届出を行う。



FAINSシステムで食品等輸入届出書を提出する場合、**事前に**届出を行う検疫所宛てに『入出力装置の設置届出書』を提出し、暗証記号を取得する必要があります。

暗証記号は、IFC業務で食品等輸入届出番号とともに入力する必要があります。

## 『入出力装置の設置(廃止)届出書』

厚生労働大臣 殿

年 月 日

届出者住所  
電話番号  
届出者名  
届出者の英名  
代表者氏名  
輸入者コード  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
利用者コード

原則1種類のみ  
複数の場合はどのコードで  
登録実施するかを確認

届出書  
設置  
廃止

入出力装置

設置  
廃止

食品衛生法施行規則第33条の第2項の規定により、入出力装置の設置に係る下記事項を届け出ます。

記

1 暗証記号 I

2 入出力装置の設置場所  
機器名称  
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
管理者名  
代表者氏名  
管理者住所  
電話番号

Iを含めて12ケタ  
\*注3参照(8ページ参照)

### <暗証記号と関連付けるコード>

- ・暗証記号は、利用者コード、輸入者コードと関連付されます。
- ・登録できる輸入者コードは1種類となります。(JASTPROコード/税関発給コード/法人番号)
- ・輸入者コードを持たない場合は「符号無し」と記載。(記載漏れか符号無しかの判別のため)



# 【参考1】〈入出力装置設置届出書と変更届出書の様式〉

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者住所  
電話番号  
届出者名  
届出者の英名  
代表者氏名  
輸入者コード  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
利用者コード

設置  
入出力装置 届出書  
廃止

設置  
廃止

食品衛生法施行規則第33条の第2項の規定により、入出力装置の  
記事項を届け出ます。

記

1 暗証記号 I

2 入出力装置の設置場所  
機器名称  
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
管理者名  
代表者氏名  
  
管理者住所  
電話番号

4 特定通知の同意の有無 有 無

5 備 考

注 1 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。  
注 2 ~~記名押印に代えて、署名することができる。~~  
注 3 暗証記号については、計12桁として記載し、数字の0(ゼロ)は「0」、ローマ字のO(オー)は「O」の様に記載すること。  
例 IA00BBBB CCCC (計12桁)  
ユーザ名 パスワード

注 4 特定通知の同意の有無については、有又は無のどちらかを○で囲むこと。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者住所  
電話番号  
届出者名  
届出者の英名  
代表者氏名  
輸入者コード  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
利用者コード

入出力装置の届出に係る変更届出書

設置  
廃止

年 月 日に届け出た下記入出力装置について変更がありましたので、その内  
容を届け出ます。

記

1 暗証記号 I

2 入出力装置の設置場所  
機器名称  
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)  
管理者名  
代表者氏名  
  
管理者住所  
電話番号

4 変 更 内 容

5 備 考

注 1 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。  
注 2 記名押印に代えて、署名することができる。

輸入申告等と当該輸入申告等に係る輸入食品監視支援業務、植物検疫関連業務及び動物検疫関連業務の手續状況等を照会する。

## IXX 関連省庁申告・申請状況照会

共通管理番号

申告等番号

B/L (AWB)

「共通管理番号」、「申告等番号」又は「B/L(AWB)番号」のいずれかを入力

共通管理番号

申告等番号

B/L (AWB)

申告等年月日  予備申告日

BP 審査終了日  BP 承認日

審査終了日  許可・承認日

関連省庁リンク数 食品  植防  動検

手續種別	届出・申請番号	届出・申請年月日	審査終了日	手續状況
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="/ /"/>	<input type="text" value="/ /"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="/ /"/>	<input type="text" value="/ /"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="/ /"/>	<input type="text" value="/ /"/>	<input type="checkbox"/>

【手續種別】  
 F: 食品等輸入届出  
 P: 植物等輸入検査申請  
 A: 畜産物(動物)輸入検査申請

【手續状況】  
 OK: (全て)承認、合格  
 PT: 一部承認  
 WA: 届出、申請がされていない。  
 (申請先が)承認、合格の入力をしていない。  
 NG: 不承認、不合格

システムに登録されている食品等輸入届出の内容及び届出状況等を照会する。

IIF 食品等輸入届出情報照会

届出番号\*



食品等輸入届出情報照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

種別  届出番号  共通番号  -  担当検疫所

輸入者  -

住所

電話番号

生産国

製造者

食品等輸入届出情報照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

1 / 7

欄番号 01 審査区分  モニタリング

品目  -

用途  包装  継続  積込数量  -  積込重量  kg

衛生証明  遺伝子

登録番号 (事前)  (品目)  (安全)

郵送、FAXまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する

審査担当者名1  審査終了日  / /

審査担当者名2  届出済証発行日  / / 届出済後検査確認表示

## IIFで照会した情報をIFAに展開する

### 食品等輸入届出情報照会情報

共通部 繰返部

欄番号 01 審査区分 **右クリック**

① 品目 J110101 飲食器具：無着色ガラス

用途 1 包装 KPR 継続 F 積込数量 10 - PS 積込重

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

元に戻す(U)	Ctrl+Z
切り取り(T)	Ctrl+X
コピー(C)	Ctrl+C
貼り付け(P)	Ctrl+V
行のコピー(K)	④
行の貼り付け(H)	
行の挿入(I)	
行の削除(R)	
画面クリア(D)	
表データの保存(G)	
全チェックボックスをチェックする(O)	
全チェックボックスのチェックを解除する(N)	
フィールド属性表示(F)	
業務リンク(L)	

- ① IIFの繰返し部 品目欄で右クリック
- ② 行のコピーをクリック
- ③ IFAの繰返し部 品目欄で右クリック
- ④ 行の貼り付けをクリック
- ⑤ IFAの繰返し部の項目が補完される

### IFA 食品等輸入届出事項登録

共通部 繰返部

欄番号 01 ③ **右クリック**

品目 J110101

用途 1 包装 KPR 継続 F 積込数量 10 - PS 積込重量 1.00 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

⑤ **IIFの情報を補完**

原材料		添加物	
1	KLA - ガラス	1	
2		2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	

## ●他法令とは？

関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可、承認等を定めたものの総称です。

外国から輸入される貨物の中には、国内の経済、公安風俗に影響を及ぼす貨物について輸入の規制が行われており、これら規制対象品を輸入しようとする場合には、各法令の規定に基づいた許可・承認等を受けて、輸入申告時に税関に証明しなければ輸入は許可されません。

## ●共通管理番号とは？

輸入申告と他法令の許可・承認等を連携させるためのキーとなる番号で、輸入申告事項登録や他法令に関する申請事項登録業務において払い出されます。

【体系】\* 電算関係税関業務事務処理要領より

- イ 1桁目：「K」(固定)
- ロ 2桁目から9桁目：システムから自動的に払い出される番号
- ハ 10桁目：チェック・デジット(2桁目から9桁目までを対象)

(例) K 12345678 2  
イ      ロ      ハ

食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に係る手続が必要な輸入申告等について、該当手続きの許可・承認等を取得済みである旨の証明はシステムで行うことができます。

この場合は、輸入申告と他法令手続について「共通管理番号」をキーとしたリンク付けをする必要があります。

- 同一貨物に係る輸入申告と他法令手続きとのリンク付けは、**共通管理番号**で行ないますが、登録方法は次の2通りとなります。

- ① 輸入申告事項登録(IDA)先行
- ② 他法令手続き(IFA他)事項登録先行

上記業務のいずれかで払い出された**1件の共通管理番号**で、**輸入申告1件と他法令手続き最大9件とのリンク付けが可能**です。

## ① 輸入申告事項登録(IDA)先行

【IDA(輸入申告事項登録)共通部】入力箇所

他法令	FD				共通管理番号		食品	Y	植防	
-----	----	--	--	--	--------	--	----	---	----	--



ここでは食品に「Y」を入力

- ・他法令欄: 該当する他法令コードを入力
- ・食品、植防、動検欄: リンクする申請数に応じて、Y、2~9 を入力

共通管理番号: K162794440が払い出される。



【IFA(食品等輸入届出事項登録)共通部】入力箇所

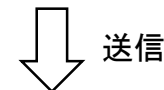
種別	N	届出番号		共通番号	Y -	K162794440	控出力要求	Y
----	---	------	--	------	-----	------------	-------	---

「Y」と共通管理番号を入力

## ② 他法令手続き事項登録先行

【IFA(食品等輸入届出事項登録)共通部】入力箇所

種別	N	届出番号		共通番号	Y -		控出力要求	Y
----	---	------	--	------	-----	--	-------	---



共通番号に「Y」を入力

共通管理番号: K162794440が払い出される。



【IDA(輸入申告事項登録)共通部】入力箇所

他法令	FD				共通管理番号	K162944400	食品	Y	植防	
-----	----	--	--	--	--------	------------	----	---	----	--

ここでは食品に「Y」と共通管理番号を入力

- ・他法令欄: 該当する他法令コードを入力
- ・食品、植防、動検欄: リンクする申請数に応じて、Y、2~9 を入力

# 共通管理番号と輸入申告番号のリンク(法人の輸入者)

## IFA、ILA、IPA等の申請

### 共通管理番号を取得しない場合

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けされたJASTPROコード又は税関発給コード
- ・無符号

## 輸入申告

### 共通管理番号を取得しない場合

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けされたJASTPROコード又は税関発給コード

同じ情報の必要はない

### 共通管理番号を取得する場合

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けられたJASTPROコード
- ・法人番号と紐付けられた税関発給コード

同じ情報でなければならない

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けられたJASTPROコード
- ・法人番号と紐付けられた税関発給コード

一致チェックがある！！

1. 輸入者コード(輸入者名) 2. B/L番号 3. 共通管理番号

不一致の場合は「E0751エラー」が表示される  
「入力された共通管理番号に係るB/L番号/AWB番号、輸入者コード、及び輸入者名(無符号輸入者の場合)がシステムに登録されている共通管理番号情報と異なる」を表示

※注意 食品申請に関して、使用する輸入者コードは事前に「入出力装置届」または「変更届」が必要

### よくあるエラー事象について

IFCで入力する「暗証記号」には法人番号または輸出入者コードが紐付けられており、入力された輸入者符号に対して一致チェックを行っています。不一致の場合はエラーコード「E0160」が表示され、入力者が輸入者または通関業者の場合、暗証記号が正しく入力されていない、またはIFAで入力した内容と入出力設置届出の情報が矛盾する等が原因となります。

# 訂正と共通管理番号関連のリンクの注意点(1)

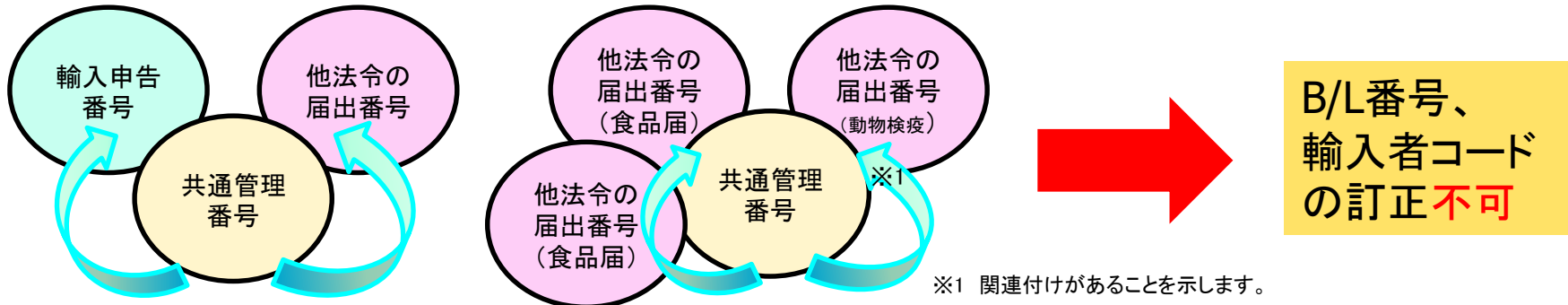
共通管理番号と関連付けるためのキーとなる番号は、「**B/L番号**」と「**輸入者符号(無符号輸入者の場合は輸入者名)**」です。よってこれらに変更されると、共通管理番号との関連付けが出来なくなります。

(例)一部積み戻しが発生したため仕分け業務を行い、B/L番号に枝番が付いた場合です。この場合は届出の変更で、B/L番号を変更する必要があります。(IDA業務でE0751エラー)

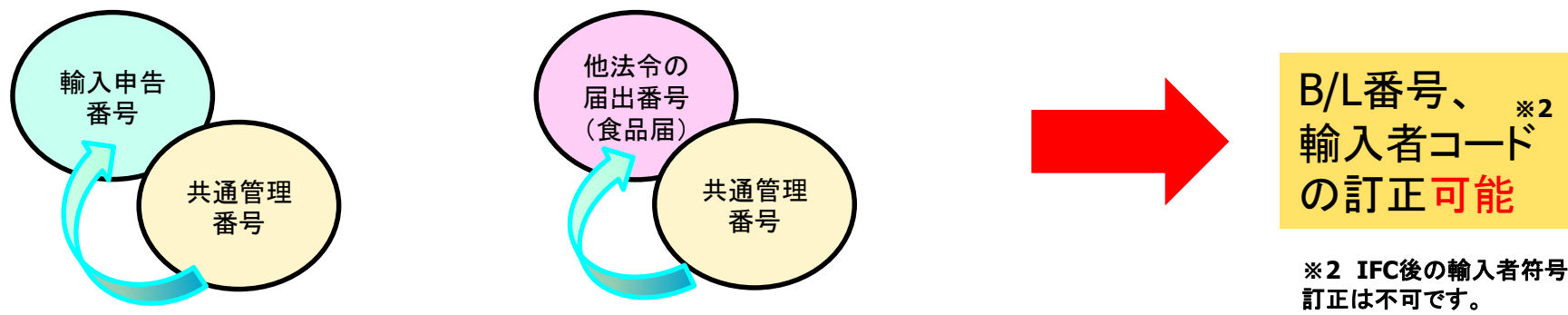
(注意!!)

- ・他法令申請が承認、合格済みの場合は、共通管理番号との関連付け、解除は不可です。
- ・共通管理番号に複数の情報(輸入申告番号、届出番号)が関連付けされている場合は、「B/L、AWB番号」、「輸入者」の訂正は不可です。

### 【複数の関連付けがある場合の例】



### 【関連付が1件の場合の例】



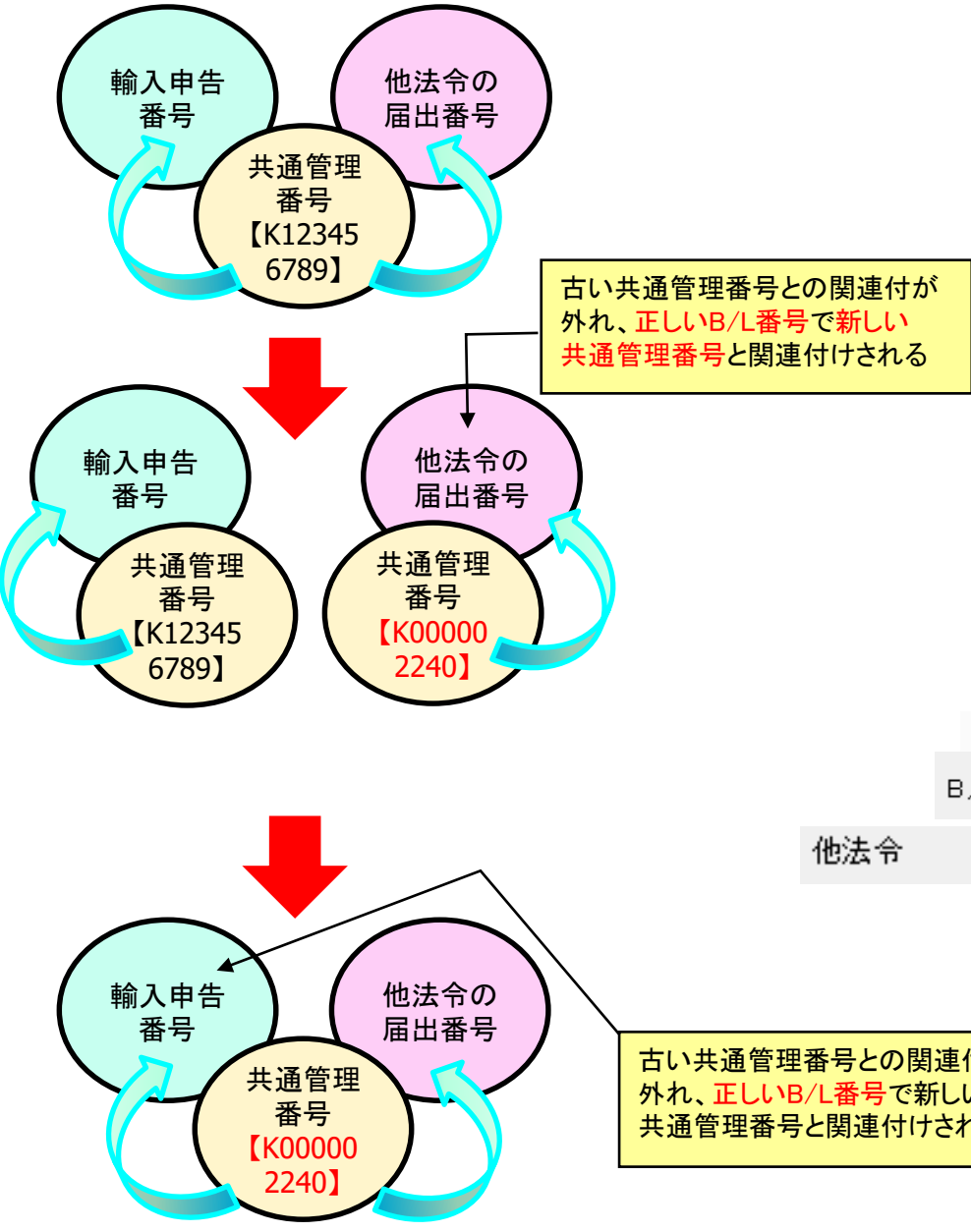
### 【共通管理番号のリンクを解除する方法】

IDA(輸入申告事項登録)における共通管理番号とのリンクを解除する場合、共通管理番号を入力したまま、登録されていた各証明識別(食品衛生証明識別、植物防疫証明識別、動物検疫証明識別)に「N」と入力して送信すれば、リンクが解除されます。



# 訂正と共通管理番号関連のリンクの注意点(2)

【B/L番号訂正のために新たな共通管理番号を払出し、関連付ける場合の例】



IFA 食品等輸入届出事項登録

IFA01 食品等輸入届出変更事項登録

共通部 繰返部

種別\* N 届出番号 24000000460 共通番号 Y -

B/L番号 正しいB/L番号に訂正

Blankにする

共通部 繰返部

種別 N 届出番号 24000000460 共通番号 Y - K000002240

B/L番号 変更後のB/L番号を表示

新しい共通管理番号が払い出される

IDA.SID 輸入申告事項登録 (輸入申告)

B/L番号1\* 正しいB/L番号に訂正

他法令 FD     共通管理番号 K000002240 食品 Y

IFA(IFA01)で払い出された新しい共通管理番号を入力

B/L1 変更後のB/L番号を表示

他法令 FD

共通管理番号 K000002240

食品 Y - 24000000460

# 参考情報

# よくある問い合わせ(システム上の仕様に関するもの)

Q1.IDA(輸入申告事項登録)業務で「E0752」エラーを出力しました。

A1.輸入申告事項登録(IDA)で入力する届出・申請件数と、実際の届出件数とを合わせる必要があります。  
IXX(関連省庁申告・申請状況照会)で、届出件数の確認が可能です。

Q2.IIF(食品等輸入届出情報照会)にて「E0087」エラーを出力しました。

A2.IIFにて照会出来る利用者は、「食品等輸入届出事項登録を行った利用者と同一であること。」が条件です。  
お客様がシステムより申請していない場合、照会の権限がありません。

Q3.添付業務MSF01につきまして、現状添付ファイルの追加機能はなく、先のファイルを削除してから改めて書類を送信していますが、今後ファイルの追加機能をつけることは可能でしょうか。

A3.プログラム変更案件となりますので、検疫所との運用の確認と、費用対効果/必要性/需要の有無の確認が必要となります。

A4.食品等輸入届出済証を紛失(削除)してしまいました。再発行はNACCSから出来るのでしょうか。

Q4.届出済証の再発行はシステムでは出来ませんので、届出先検疫所にご相談ください。

(届出書控については、システム上に届出DB(データベース)があれば、RIF業務で再出力が可能です。)

※税関への輸出許可書・輸入許可書の再出力についても、申告者側では出来ませんので、税関窓口にて証明書発行手続きを行います。

Q5.食品届の実施者と、輸入申告の実施者は同一でなければ共通管理番号でのリンクはできないのでしょうか。

A5.「利用者コード」の一致チェックはないため、食品届と輸入申告の実施者が異なる場合でもリンクさせることができます。

Q1.製造・加工コードについて、該当するものがない場合「Z00:自由入力」を入力するとのことですが、コード集に記載のある「Z99:その他の製造・加工方法」(以前はこのコードを使用していた)との使い分けが必要な場合はあるのでしょうか。

A1.該当するコードが無い場合は「Z00」の入力と方法名について直接入力するものと考えられます。「Z99」との使い分けについて迷われる場合は申請先にご相談ください。

Q2.製造・加工コードについて、既存のコードに設定されている加工内容に、食品の変性を伴わない追加の加工を行っている場合、既存のコードを適用することは可能でしょうか。

(例) B01:ろ過→精製→充填に加え、磁性分離を行っている場合、「B01」の適用が可能でしょうか。  
またはZ00:ろ過→精製→充填→磁性分離とすべきでしょうか。

A2.既存コードに設定された内容以外の加工があるのであれば、「Z00」を適用するものと考えられますが、判断に迷われる場合は申請先にご相談ください。

Q3.積載船(機)名について、国内を經由して運搬される場合(内航船など)は入国した船(機)または、事故管理のために最終仕向地まで積載した最終船(機)を記載すべきでしょうか。

A3.システム上の入力制限はないため、判断に迷われる場合は申請先にご相談ください。

Q4.「衛生管理者コード」、「登録制度適用番号」、「届出実績番号」に関するエラーを出力しました。

A4.「衛生管理者コード」、「登録制度適用番号」、「届出実績番号」に関しては申請先にお問合せください。

## 業務コード集

IFA業務で使用するコードはNACCS掲示板から参照できます。

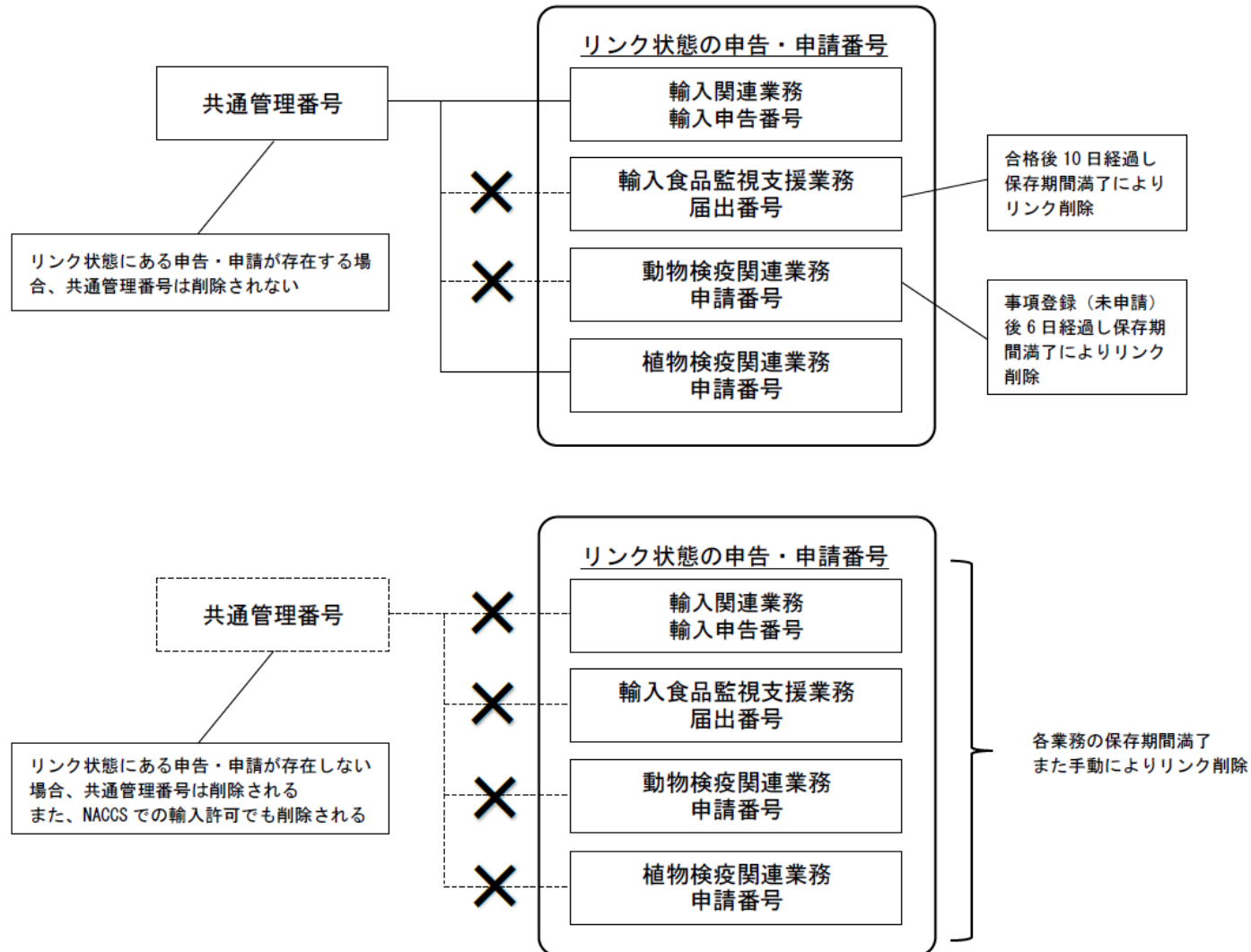
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html>

- 業務仕様書
- 業務コード集
- 保税地域コード
- 港湾関係業務関連コード
- 外為法関係業務関連コード
- 輸入食品監視支援業務  
関連コード

### 輸入食品監視支援業務関連コード

コード名称	データ	最新データ掲載日
共通部		
1	<a href="#">届出種別コード</a>	
2	生産国・製造国コード <a href="#">Excel形式</a>	平成27年5月20日更新
3	<a href="#">製造者 (A) コード</a> (食肉及び食肉製品以外の製造者)	平成31年3月31日更新
欄部		
4	<a href="#">製造者 (B) コード</a> (食肉及び食肉製品の製造者)	
5	製造者 (B) コード (BSE対日輸出認定施設製造者等コード対照表)	
6	輸出者コード	
7	包装者コード	
8	積込港・積卸港コード	
9	保管場所コード	
10	<a href="#">事故の有無コード</a>	
11	検査命令該当製造者等コード対照表	
12	モニタリング計画別表第3等の対象製造者等コード対照表	
1	<a href="#">品目コード</a>	平成30年9月14日更新
2	<a href="#">用途コード</a>	
3	包装の種類コード <a href="#">Excel形式</a>	
4	<a href="#">継続輸入表示コード</a>	
5	積込個数単位コード <a href="#">Excel形式</a>	平成30年11月12日更新
6	原材料コード <a href="#">Excel形式</a>	平成29年10月8日更新
7	材質コード <a href="#">Excel形式</a>	平成29年10月8日更新
8	添加物コード <a href="#">Excel形式</a>	平成30年9月14日更新
9	製造加工方法コード <a href="#">Excel形式</a>	平成29年10月8日更新

## 共通管理番号の削除例



# 共通管理番号のデータ保存期間

各システムのデータ保存期間(下記の表)に合わせて、データが削除されます。  
 共通管理番号は、リンクされている全てのデータが削除された時点で、削除されます。

各業務の保存期間（下記表）に合わせて、各業務別にリンクを削除する。  
 すべてのリンク情報が削除された時点で共通管理番号自体を削除する。

各業務の保存期間

		輸入関連業務	輸入食品監視支援業務	動物検疫関連業務	植物検疫関連業務	共通管理番号
事項登録		10日	7日	6日	14日	全業務のリンク情報が削除された時点
許可、承認、合格		6日	10日	7日	14日	
上記以外（申告・申請中）		365日	365日	365日	365日	
日数計上	土	含む	含む	含む	含む	/
	日	含まず	含む	含まず	含む	
	祝祭日	含まず	含む	含まず	含む	
	起算日（業務実施日）	含む	含む	含む	含む	



IFA業務の入力内容やその内容判断、届出済証の再発行等、FAINS業務に関するお問い合わせは、以下のリンク先から最寄りの検疫所食品監視課まで、お問い合わせください。

**食品等輸入届出受付窓口一覧**

<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/soudan/>



